



日医発第 817 号（保険）
令和 5 年 8 月 3 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
細 川 秀 一

義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

労災保険においては、被災労働者の社会復帰の促進を図るため、「義肢等補装具の支給について」（平成 18 年基発 0601001 号）の別添「義肢等補装具費支給要綱」（以下、「要綱」という。）により実施され、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用の支給を行っているところであります。

今般、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正について」（令和 5 年 3 月 31 日付 障発 0331 第 1 号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」（令和 5 年 3 月 31 日付 障発 0331 第 2 号）の改正より、要綱の一部が添付資料のとおり令和 5 年 7 月 10 付けで改正されましたのでご連絡申し上げます。

本改正内容に関する通達別添「義肢等補装具費支給要綱」等の詳細につきましては、厚生労働省ホームページ（ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07014.html ）をご参照いただくとともに、ご不明点につきましては都道府県労働局あてにご照会いただきますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・ 義肢等補装具費支給要綱の一部改正について
（令 5. 7. 14 基補発 0714 第 2 号 厚生労働省労働基準局補償課長）
- ・ 義肢等補装具費支給要綱の一部改正について
（令 5. 7. 10 基発 0710 第 2 号 厚生労働省労働基準局長）

基補発 0714 第 1 号
令和 5 年 7 月 14 日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 細川 秀一 殿

厚生労働省労働基準局
補 償 課 長

義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

日頃より、労災補償行政の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、令和 5 年 7 月 10 日付け基発 0710 第 2 号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正について」により、労災保険における義肢等補装具費支給要綱の一部を改めましたので、お知らせいたします。

都道府県労働局あての通知及び改正後の義肢等補装具費支給要綱を添付いたしますので、貴会会員に対する周知を行っていただくなど、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

10 年 保 存
機 密 性 1
令和5年4月1日から 令和15年3月31日まで

基 発 0710 第 2 号
令 和 5 年 7 月 10 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

社会復帰促進等事業としての義肢等補装具費の支給については、平成18年6月1日付け基発第0601001号「義肢等補装具の支給について」（以下「通達」という。）により実施しているところである。

今般、令和5年3月31日付け障発0331第1号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正について」及び令和5年3月31日付け障発0331第2号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」により、補装具の購入及び修理における費用の額等が改正されたことに伴い、通達別添「義肢等補装具費支給要綱」（以下「要綱」という。）の一部を別添のとおり改正したので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の要点

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の改正等を踏まえ、(1) 義肢 — 殻構造義肢、(2) 義肢 — 骨格構造義肢、(3) 装具及び

(5) その他の支給基準、修理基準及び完成用部品の価格等の一部を改めたこと。

2 運用上の留意事項

上記1の改正後の要綱については、令和5年4月1日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用すること。

ただし、令和5年4月1日から令和5年7月9日までに交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に関して、本通達の改正後の要綱に係る義肢等の価格が改正前の要綱に係る義肢等の価格を下回る完成用部品について改正前の価格で費用請求された場合は、改正前の価格を適用して差し支えないこと。